

第2号様式

一般廃棄物処理業許可証

第4-7号許可

住 所 帯広市西24条北2丁目5番地37

氏 名 株式会社 北洋清掃社

代表取締役 水木 直人 様

令和4年9月14日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、一般家庭から排出される引っ越し・遺品整理に伴う一時多量排出ごみ
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社 北洋清掃社
許可期間		令和4年10月16日から 令和6年10月15日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町が指定する場所
	その他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

令和4年9月20日

新得町長 浜田 正利

